

雇児発1006第1号
平成22年10月6日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について」の一部改正について

平成20年度妊婦健康診査臨時特例金の運営については、平成21年2月26日雇児発第0226003号「平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について」の別紙「妊婦健康診査支援基金管理運営要領」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成22年10月6日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

新

本文（略）

別添

妊婦健康診査臨時特例交付金による妊婦健康診査事業

事業内容	実施主体	補助単価	補助率		
			国	都道府県	市町村
妊婦健康診査事業 妊婦健康診査の円滑な実施のために必要な事業に要する経費	都道府県 市町村	妊婦1人当たり 66,080円以内	1/2 (10/10)		1/2
			〔 括弧書きは、都道府県が事業を実施する場合 〕		

別紙様式（略）

旧

本文（略）

別添

妊婦健康診査臨時特例交付金による妊婦健康診査事業

事業内容	実施主体	補助単価	補助率		
			国	都道府県	市町村
妊婦健康診査事業 妊婦健康診査の円滑な実施のために必要な事業に要する経費	都道府県 市町村	妊婦1人当たり 63,790円以内	1/2 (10/10)		1/2
			〔 括弧書きは、都道府県が事業を実施する場合 〕		

別紙様式（略）